

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去機器冷却系ポンプ(C)カップリング側軸受において、採油口に油の微量なじみ認められたため、当該採油口を点検・修理。なお、受皿への油溜まりなし。	GⅢ	
2	3号機	起動変圧器(3SB)保護継電器(87STB)点検において、励磁突入電流検出および基本波動作電流の管理値外れが認められたため、当該保護継電器の取替を計画。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	固化系窒素製造装置用空気圧縮機(A)において、性能低下(窒素供給タンク圧力指示が通常圧力0.65MPaに対し、0.38MPaより上昇しない)が認められたため、当該空気圧縮機を点検・修理。	GⅢ	